

意見広告

I 5名の最高裁裁判官の補足意見:

〔1〕櫻井龍子；〔2〕金築誠志；〔3〕岡部喜代子；〔4〕山浦善樹；〔5〕山崎敏充の5最高裁裁判官は、平成26年最高裁大法廷判決（参院選〈選挙区〉）の判決文中で、補足意見として、

「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。」（強調 引用者）

と記述される。

即ち、同5最高裁裁判官は、

『投票価値の不均衡の下で行われた選挙（即ち、違憲状態の参院選〈選挙区〉）で選出された議員は、国会の活動をする正統性が無い』旨判断している。

II 現内閣は、正統性が無い：

ア 平成25年最高裁大法廷判決（衆院選・小選挙区）は、

『「0増5減」の改正法の下の選挙は、違憲状態である』旨判示している。

イ よって、平成25年最高裁大法廷判決（衆）に照らせば、当該選挙（2015/12/14衆院選〈小選挙区〉）は、違憲状態である。

ウ 上記Iの5最高裁裁判官の補足意見に照らせば、本件選挙で選出された議員は、「国会の活動」を行う【正統性の無い議員】でしかない。

エ （本件選挙により選出された【正統性の無い議員】を含む）現内閣は、【正統性の無い内閣】である。↗

III【正統性の無い裁判官】：

ア 内閣は、憲法79条1項、憲法80条1項に基づき、裁判官を任命する。

イ 【正統性の無い内閣】によって「裁判官」に任命された自然人は、憲法79条1項、憲法80条1項の定める「裁判官」ではない。

即ち、**正統性の無い裁判官**である。

ウ 【正統性の無い裁判官】は、**唯の一般人**でしかない。

IV 死刑:

ア 国家を名乗る武装組織の死刑執行人が、複数の人々を処刑している。

イ 【正統性の無い裁判官】の言渡す死刑判決に従って執行される死刑（日本法の下では、絞首刑）も、殺人という点では、国家を名乗る武装組織の死刑執行人の執行する処刑と等価である。

ウ（ア） 過去～今日迄、【正統性の無い裁判官】が、**死刑判決**を言渡し続けている。

（イ） 文責者（升永英俊弁護士）は、

『【正統性の無い裁判官】の地位にある自然人が、人の心を持った自然人であるとすると、同人は、【自らが、【正統性の無い裁判官】でしかないことを知った後は、殺人の執行を命ずる死刑判決を言渡すことなど、とてもできない。』

と思料する。

人の道に背く

それは、**人の道に背く**からである。

（ウ） 仮に、同文責者が裁判官であったとすると、同文責者は、自らが【正統性の無い裁判官】であることを知った後は、**自らが殺されようとも**、

【いかなる刑事事件であれ、**死刑判決**を言渡すこと】

を拒否する。

それは、**人の道に反する**からである。

V 正統性の無い裁判官が、死刑判決を言渡し続けている。

死刑判決である。

VI この生き地獄を止める唯一の方法は、

【裁判官が、本件選挙につき、『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨明記する違憲無効判決を言渡すこと】

である。

文責者・升永英俊 弁護士

あなたの選挙権 <http://www.ippyo.org/>
が何票の価値
かチェックして
みましょう。



一人一票

検索

お問い合わせ ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221
EmailとFaxのみで受付けております。
連絡先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

